

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

所在不明の株主の処理

Q：当社の株主のうち1人が所在不明になっており、株主総会の招集通知や株式配当金が返送されてきます。会社はどのように処理をしたらよいのでしょうか。

A：会社は株主名簿に記載された株主の住所又は株主が会社に通知した住所に株主総会の招集通知等を出せばよいことになっていますが、必ずしも株主に到達しなければならないということではありません。さらに、通知等が継続して5年間株主に到達しないときは通知をしなくてもよいことになっています。

しかし、会社は通知の送付義務が免れるだけです。株主から配当金の請求があれば応じなければなりません。

返送されてきた書類は、5年間継続して到達しなかったということを立証するため保存しておく必要があります。

配当金は、10年が時効ですから、10年間又は定款で定めた排斥期間は会社で保管をし、その期間が経過した後には雑収入等で受入れ処理をします。

また、株主名簿の整理上、こういう株主の権利を消滅させたいところですが、現状の商法にはそのような規定はありませんので権利行使されない株式が残りますが、致し方ありません。

